

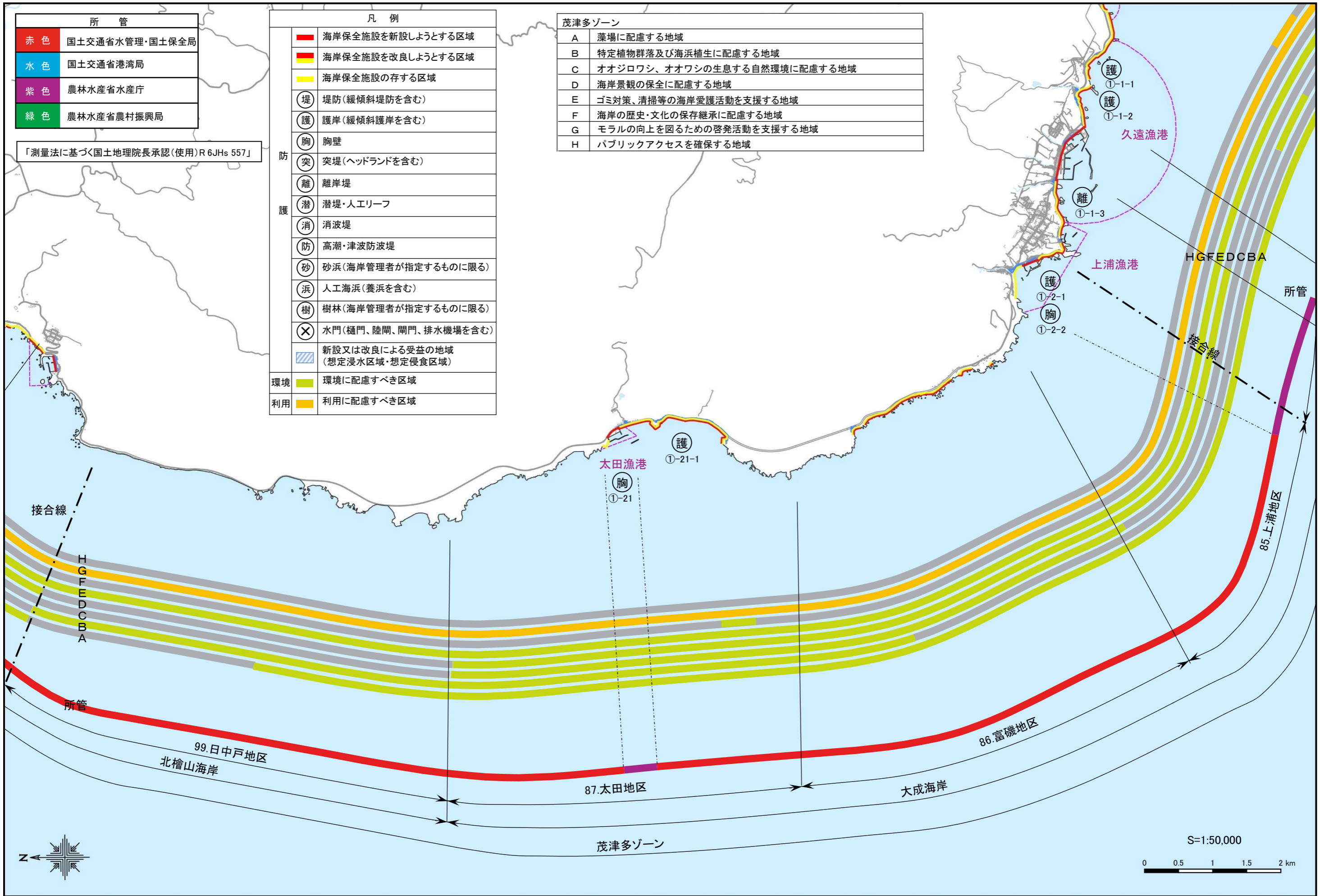
茂津多ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	オオジロワシ、オオワシの生息する自然環境に配慮する地域
D	海岸景観の保全に配慮する地域
E	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	パブリックアクセスを確保する地域

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

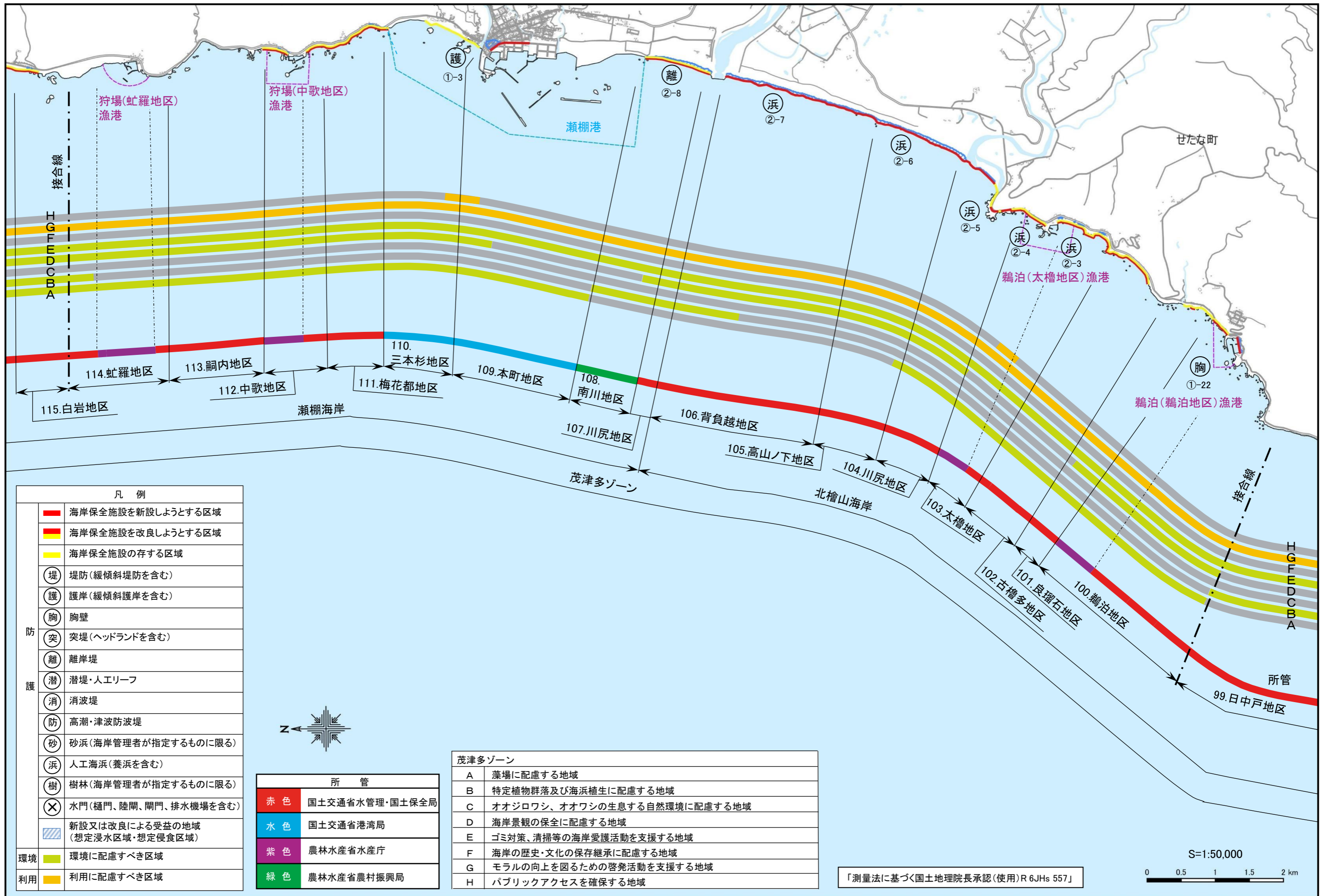
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

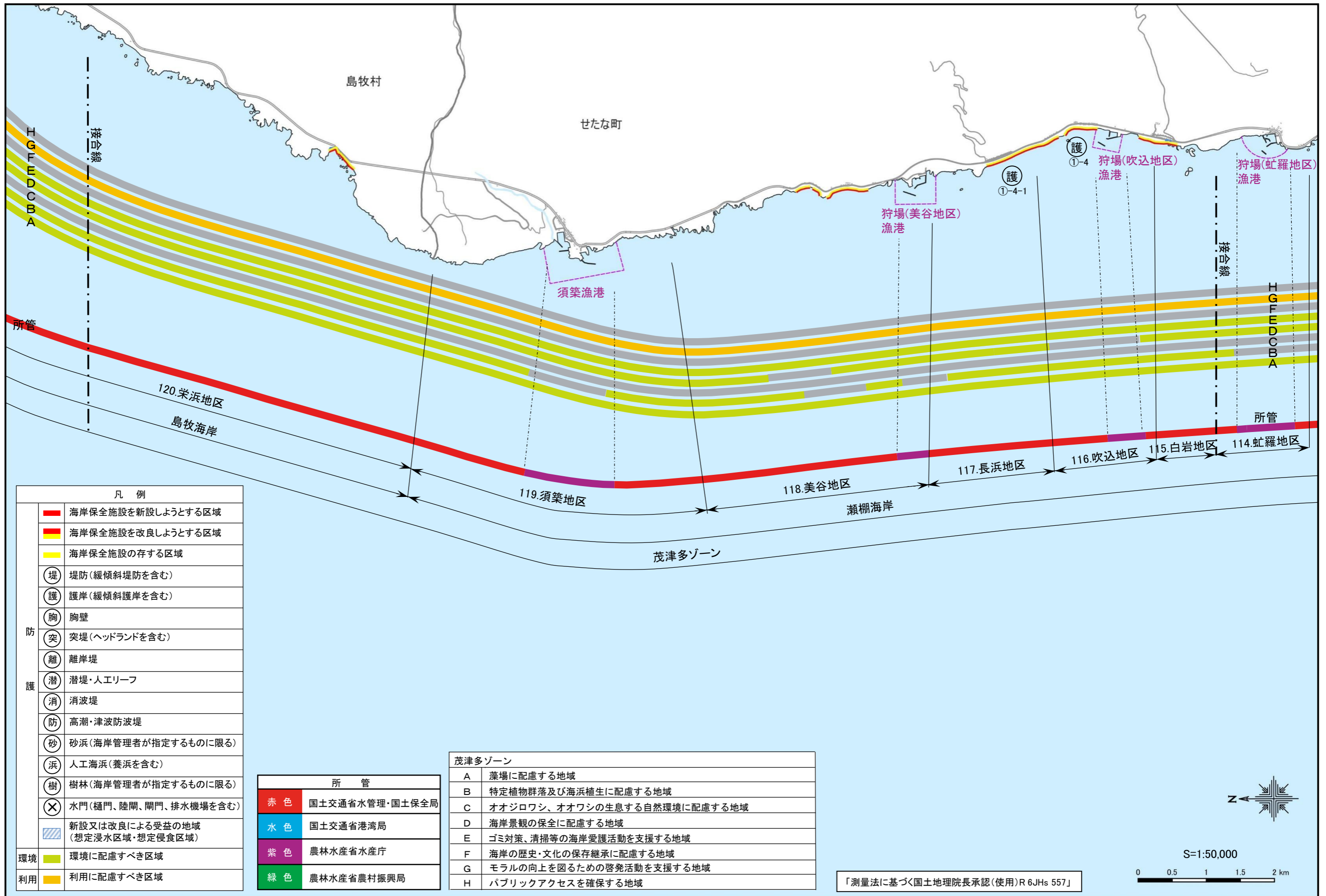
茂津多ゾーン 図面番号 1/7



茂津多ゾーン 図面番号 2/7



茂津多ゾーン 図面番号 3/7

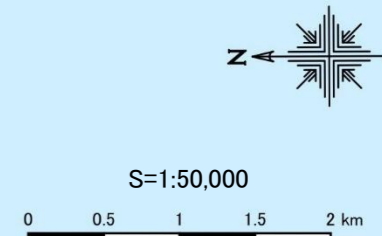


凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
(堤)	堤防(緩傾斜堤防を含む)
(護)	護岸(緩傾斜護岸を含む)
(胸)	胸壁
(突)	突堤(ヘッドランドを含む)
(離)	離岸堤
(潜)	潜堤・人工リーフ
(消)	消波堤
(防)	高潮・津波防波堤
(砂)	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
(浜)	人工海浜(養浜を含む)
(樹)	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
(X)	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
 	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

所管	
■	国土交通省水管理・国土保全局
■	国土交通省港湾局
■	農林水産省水産庁
■	農林水産省農村振興局

茂津多ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	オオジロワシ、オオワシの生息する自然環境に配慮する地域
D	海岸景観の保全に配慮する地域
E	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	パブリックアクセスを確保する地域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

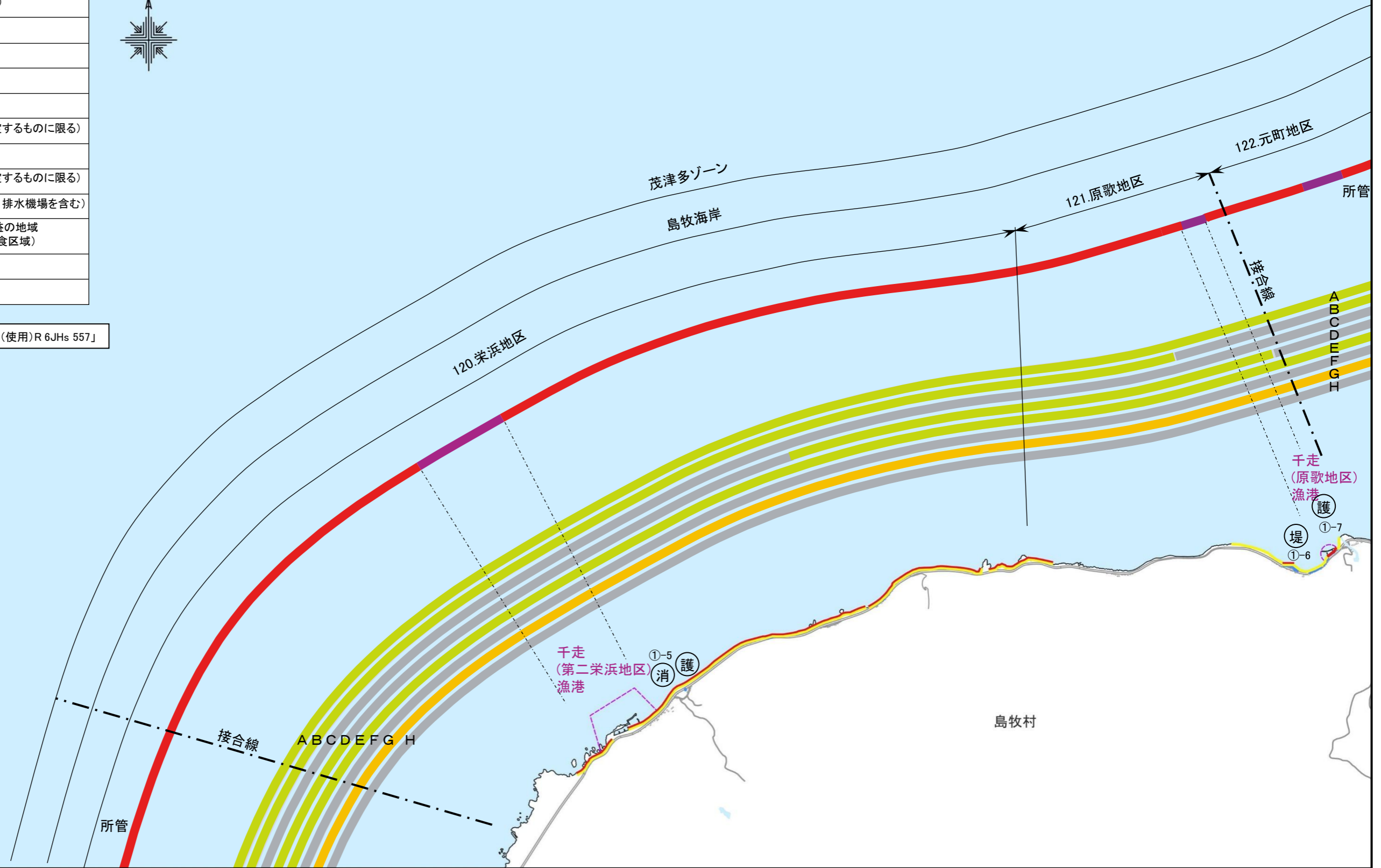
所管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

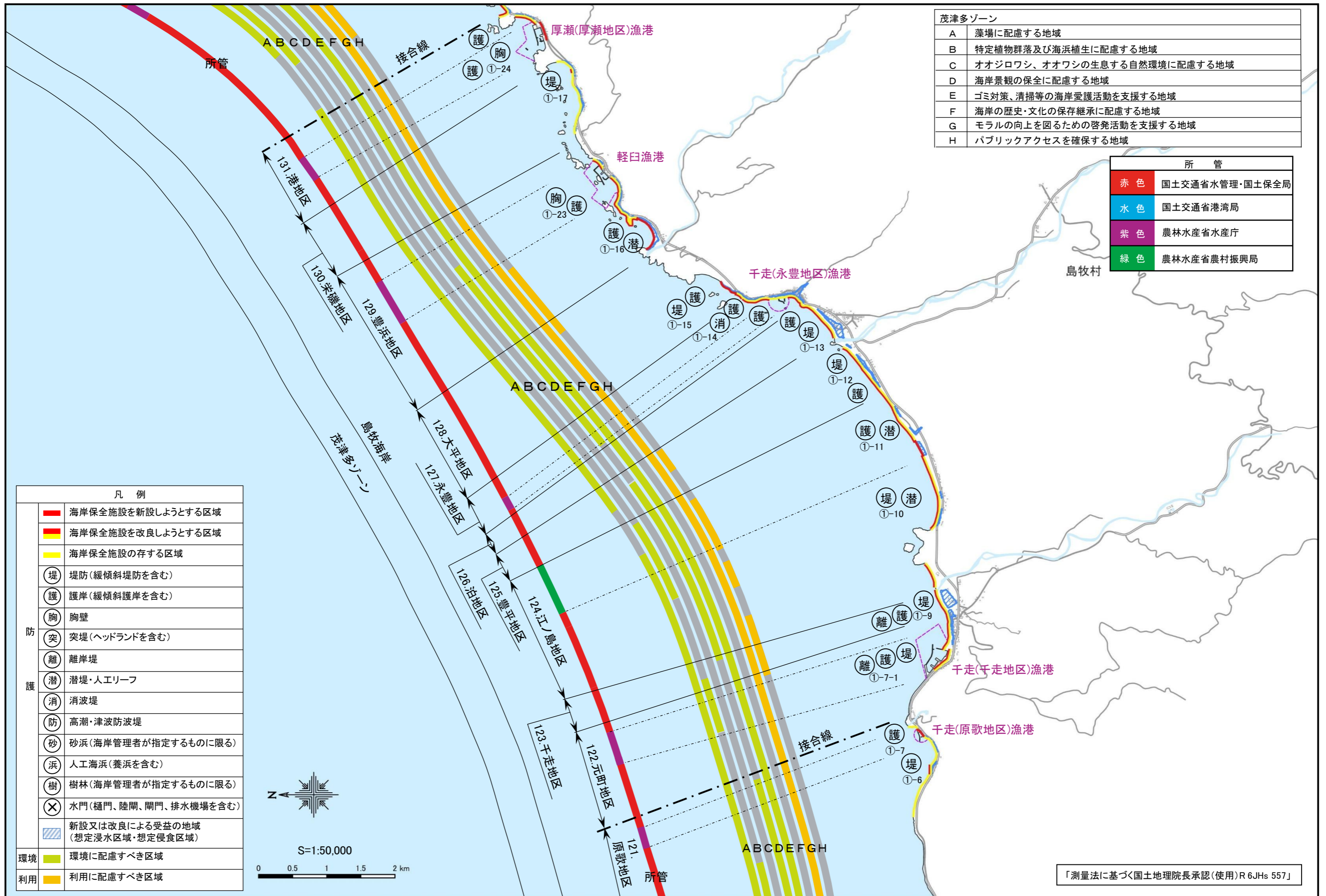
茂津多ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	オオジロワシ、オオワシの生息する自然環境に配慮する地域
D	海岸景観の保全に配慮する地域
E	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	パブリックアクセスを確保する地域

S=1:50,000



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

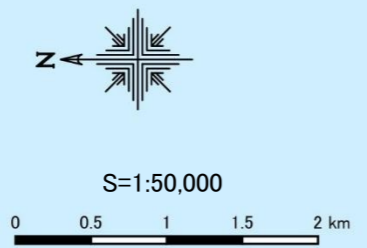




茂津多ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	オオジロワシ、オオワシの生息する自然環境に配慮する地域
D	海岸景観の保全に配慮する地域
E	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	パブリックアクセスを確保する地域

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域



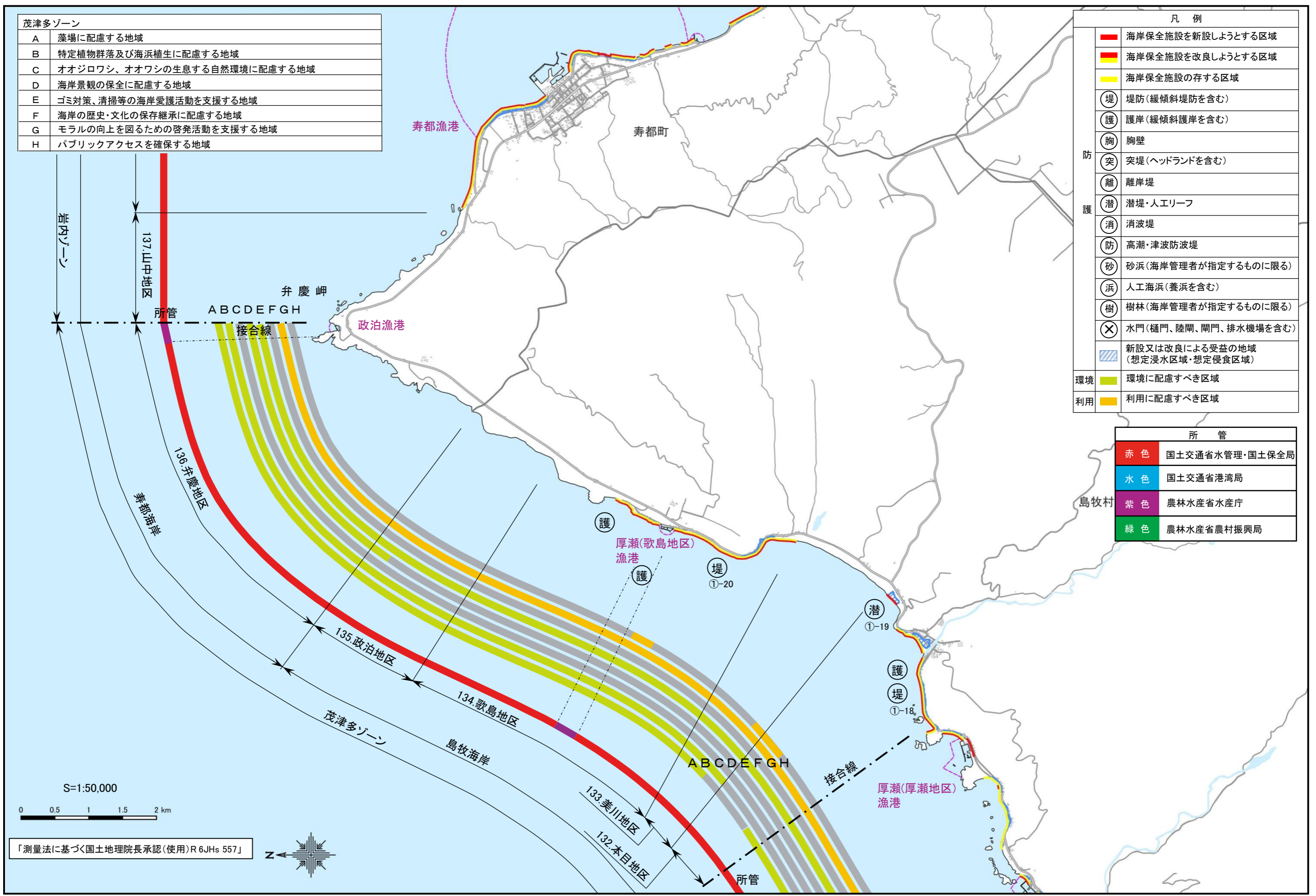
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

茂津多ゾーン 図面番号 6/7

茂津多ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	オオジロワシ、オオワシの生息する自然環境に配慮する地域
D	海岸景観の保全に配慮する地域
E	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	パブリックアクセスを確保する地域

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	港堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

所管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局



茂津多ゾーン 図面番号 7/7